

乗 船 履 歴 証 明 書

〔被 証 明 者〕

氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
 現 住 所 _____
 本籍の都道府県名 _____

職 業
 下記乗船
 期間中の
 役職名 _____
 勤務先（又は学校・学部・学年等） _____
 勤務先（又は学校）の所在地 _____
 勤務先（又は学校）の電話番号（ ） _____

前記の職業に在職（又は在学）した期間

年 月 日から 年 月 日まで

上記の者の乗船履歴は、下記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
 （船舶所有者又は船長）
 証 明 者 の 氏 名 _____
 証 明 者 の 現 住 所 _____
 職 業 _____
 役 職 名 _____
 勤 務 先 _____
 勤務先の所在地 _____
 勤務先の電話番号（ ） _____
 勤務先における 自 年 月 日
 在 職 期 間 至 年 月 日

（係留施設の管理者等が証明する場合）
 管理者等の氏名（管理者等が法人の場合は代表者の氏名） _____
 管理者等の住所（管理者等が法人の場合は法人の所在地） _____
 管理者等の連絡先電話番号（管理者等が法人の場合は法人の連絡先電話番号） _____
 （注）乗船履歴証明書その他の書類は、偽って作成してはならない。虚偽の内容の申請書、証明書等により不正の手段で免許を取得した時は、免許の取消処分、2年以内の期間の受験停止処分に加え、刑法上の罪に問われることがある。

船舶番号	船種	船舶名	総トン数 (トン)	機関の種類 無線設備の種類 船舶の用途	航行区域 又は 従業制限	船舶所有者 の氏名又は称	職名	乗船又は 就業の 年月日	下船又は 終業の 年月日	乗船又は 就業の 期間	乗船 場所	下船 場所	船長の 氏名	乗船 者数
期間の合計										年	月	日		

注 意 事 項

- 下記の乗船履歴証明書に添付する書類及び乗船履歴証明書の記載方法をよく読むこと。
- ① 本証明書は、乗船履歴を船員手帳及び船員手帳記載事項証明書により証明することができない期間のある者に限り認められる。
 - ② 船員手帳を受有しない者が官公署の所属船舶に乗り組んだ履歴については当該官公署が証明すること。
 - ③ 船員手帳を受有しない者が官公署の所属船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴については、船舶所有者又は船長が証明（船長の証明は、外国船に乗り組んだ履歴の場合又は船舶所有者の証明が得難い履歴の場合だけに限られる）すること。
- （裏面につづく）

乗船履歴証明書の記載方法

1. 「乗船又は就業の期間」には、乗船の初日から算入する（規則第30条参照）。
2. 「乗船場所」及び「下船場所」の欄には、乗船又は下船した都（区）市町村（町村にあっては、県名をも記載のこと。）名から埠頭、海岸、マリナー名等までを具体的に記載する。
3. 職業船員として船舶に乗り組んだ場合には、「乗船場所」及び「下船場所」の欄に「職業船員」と記載し、注2の記載に代えることができる。
4. 乗船履歴証明書は、乗船履歴の証明者ごとに作成する。
5. 船舶名のないものにあつては、当該船舶の型式等を「船舶名の欄」に記載する。

乗船履歴証明書に添付する書類

1. 乗船履歴を証明した者（官公署を除く。）の印鑑証明書。ただし、下記の3の場合で他の船舶所有者が更に証明した場合には、他の船舶所有者の印鑑証明書を添付するだけでよい。
2. 船長が乗船履歴の証明を行った場合には、証明者である船長が当該船舶の船長であることを証明できる書類（外国船にあっては、当該船舶の国籍の属する国の領事の証明書）。
3. 乗船履歴の証明が船舶所有者又は船長により行われる場合には、次のいずれかの書類
 - (1) 船舶検査書の写し
 - (2) 漁船の登録の謄本（船舶検査証書を受有しない船舶に乗り組んだ場合に限る。(3)において同じ）
 - (3) 証明者が居住する都道府県知事若しくは市町村の長（特別区にあっては特別区の長。）が証明した船舶に関する証明書等
4. 乗船履歴の証明が船舶所有者又は船長により行われる場合であつて、当該乗船履歴が船舶所有者自身又は船長自身に係るものである場合には、船舶所有者自身又は船長自身の証明のほか、当該船舶に乗り組んだ旨の当該船舶の係留施設の管理者その他の船舶所有者に代わつて当該船舶を管理する者の証明（管理者等が法人の立場は、その代表者の証明）及び係留施設の使用契約その他の当該乗船履歴を確認しうる立場にあつたことを信じさせるに足りる説明資料
5. 試験を受けようとする者、乗船履歴の証明者及び乗船した船舶の船長の当該乗船期間中又は証明期間中における職業、勤務先又は学校（学部・科・学年等を含む。）の名称、在職又は在学していた期間、当該勤務先又は学校の所在地及び電話番号並びに勤務先等での役職名を記載した書類で勤務先又は学校で証明したもの
6. 乗船履歴欄の「乗船場所」及び「下船場所」の欄に職業船員であるため、「職業船員」と記載する場合には、船舶所有者、雇主等が作成した受験者が当該乗船期間中当該船舶の職業船員であつたことを証明するに足る書類

上記の書類のほか地方運輸局が必要と認める書類の提出を求められることがある。